

長寿医療制度・国民健康保険制度 について

長寿医療保険料と国民健康保険税のお支払いについて
「年金からのお支払い」を「口座振替」に変更できます

偶数月の10日までに手続きいただくと、締め切り月の翌々月の年金からのお支払いが中止され、口座振替によりお支払いいただけます。（お支払いいただく保険料（税）の総額は変わりません。）

例…6月11日～8月10日の間に申請いただくと・・・



10月分の年金からのお支払いが中止となります。

口座振替の時期については、各担当窓口でおたずねください。口座振替の状況により、年金からのお支払いを再開させていただきます。口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税額や住民税額が変わる場合があります。

●手続きに必要なもの

振替口座のわかるもの（預金通帳など）
通帳のお届け印、保険証

問い合わせ先 (長寿医療制度) 住民生活課 住民係 ☎73-1415 (国民健康保険制度) 財務課 課税係 ☎73-1413

国民年金の保険料の 免除制度について

国民年金には、経済的な理由から保険料を納められないときのために、免除制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来年金を受けられない場合がありますので、保険料を納められない時は、ぜひ利用しましょう。免除の申請をして承認されますと、免除を受けた期間は、年金を受ける権利が保障されません。



法定免除	全額免除	生活保護法による生活扶助をうけている方 障害基礎年金または被用者年金の障害年金 (1・2級)の受給者	受給金額は全額納付 の方の1/3
	申請免除	半額免除	所得が一定以下で保険料を全額納付することが困難な方

免除された期間の保険料は、過去10年以内に追納できます。追納すると年金額は通常に納付したことになります。
申請は原則として毎年必要です。平成21年度の免除申請受付は7月開始です。

問い合わせ先 住民生活課 住民係 ☎73-1415 鳥取社会保険事務所 ☎27-8311